

第9-1表 公害苦情件数の年度別推移

(単位：件)

年度	典型7公害								典型7 公害以 外の苦 情	合計	対前 年増 減比 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	小計			
13	1,275 (33.8)	408 (10.8)	15 (0.4)	638 (16.9)	93 (2.5)	0 (0.0)	455 (12.1)	2,884 (76.5)	884 (23.5)	3,768 (100.0)	4.6
14	1,101 (30.0)	424 (11.5)	8 (0.2)	664 (18.1)	105 (2.9)	0 (0.0)	400 (10.9)	2,702 (73.5)	974 (26.5)	3,676 (100.0)	2.4
15	1,043 (29.1)	402 (11.2)	8 (0.2)	605 (16.9)	71 (2.0)	0 (0.0)	407 (11.3)	2,536 (70.7)	1,052 (29.3)	3,588 (100.0)	2.4
16	993 (29.4)	383 (11.3)	8 (0.2)	631 (18.7)	91 (2.7)	1 (0.1)	431 (12.8)	2,538 (75.2)	837 (24.8)	3,375 (100.0)	5.9
17	1,131 (30.1)	449 (12.0)	5 (0.1)	620 (16.5)	90 (2.4)	0 (0.0)	509 (13.6)	2,804 (74.7)	949 (25.3)	3,753 (100.0)	11.2
18	995 (25.8)	456 (11.8)	11 (0.3)	594 (15.4)	99 (2.6)	0 (0.0)	499 (12.9)	2,654 (68.8)	1,202 (31.2)	3,856 (100.0)	2.7
19	896 (27.0)	378 (11.4)	5 (0.1)	525 (15.8)	62 (1.9)	0 (0.0)	544 (16.3)	2,410 (72.5)	914 (27.5)	3,324 (100.0)	13.8
20	705 (24.2)	350 (12.0)	8 (0.3)	504 (17.3)	77 (2.6)	0 (0.0)	433 (14.9)	2,077 (71.3)	836 (28.7)	2,913 (100.0)	12.4
21	573 (22.4)	411 (16.1)	9 (0.4)	464 (18.2)	34 (1.3)	0 (0.0)	342 (13.4)	1,833 (71.8)	720 (28.2)	2,553 (100.0)	12.4
22	505 (20.3)	356 (14.3)	7 (0.3)	530 (21.3)	63 (2.5)	0 (0.0)	316 (12.7)	1,777 (71.4)	712 (28.6)	2,489 (100.0)	2.5
23	545 (21.6)	388 (15.4)	3 (0.1)	553 (21.9)	58 (2.3)	0 (0.0)	337 (13.3)	1,884 (74.6)	642 (25.4)	2,526 (100.0)	1.5

- (備考) 1 典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物の死骸の放置等である。  
 2 件数の下の( )は、各年度における苦情の種類別の構成比(%)である。

第9-2表 市町別公害苦情件数(平成23年度)

(単位:件)

区 分	典 型 7 公 害							小 計	典型 7公害 以外の 苦情	合 計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒 音	振 動	地盤 沈下	悪 臭			
神戸市	118	75	0	101	21	0	71	386	8	394
姫路市	64	69	0	82	5	0	39	259	15	274
尼崎市	63	24	2	113	16	0	33	251	13	264
明石市	35	3	0	23	5	0	9	75	4	79
西宮市	30	14	0	52	6	0	15	117	1	118
洲本市	2	6	0	2	0	0	11	21	5	26
芦屋市	5	5	0	22	2	0	11	45	5	50
伊丹市	12	6	0	28	0	0	14	60	1	61
相生市	0	6	0	5	0	0	0	11	47	58
豊岡市	8	22	0	5	0	0	7	42	27	69
加古川市	31	11	0	11	2	0	26	81	58	139
赤穂市	7	1	0	1	0	0	1	10	3	13
西脇市	0	12	0	9	0	0	4	25	126	151
宝塚市	19	15	0	30	0	0	18	82	1	83
三木市	1	1	1	4	0	0	7	14	53	67
高砂市	22	18	0	14	1	0	9	64	16	80
川西市	14	2	0	20	0	0	2	38	3	41
小野市	15	5	0	2	0	0	9	31	63	94
三田市	2	9	0	3	0	0	7	21	14	35
加西市	5	10	0	8	0	0	6	29	8	37
篠山市	1	14	0	1	0	0	0	16	9	25
養父市	1	6	0	1	0	0	7	15	2	17
丹波市	33	19	0	2	0	0	1	55	47	102
南あわじ市	2	0	0	0	0	0	0	2	2	4
淡路市	2	6	0	0	0	0	4	12	3	15
宍粟市	1	2	0	1	0	0	7	11	6	17
たつの市	9	4	0	4	0	0	2	19	2	21
加東市	2	3	0	0	0	0	1	6	9	15
朝来市	1	1	0	0	0	0	1	3	2	5
市 計	505	369	3	544	58	0	322	1,801	553	2,354
町 計	40	19	0	9	0	0	15	83	89	172
県 計	545	388	3	553	58	0	337	1,884	642	2,526

(備考) 典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等である。

第9-3表 発生源・種類別公害苦情件数(平成23年度)

(単位:件)

種類	産業 合計	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	事業所 以外
		農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)	分類不能の産業	
典型7公害	大気汚染	545	6	0	0	186	50	2	1	7	11	0	6	4	1	2	1	31	1	10	226
	水質汚濁	388	6	0	1	21	61	1	0	4	13	0	0	6	0	0	1	15	5	5	247
	土壌汚染	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	騒音	550	0	0	0	224	63	2	1	9	26	0	3	63	6	4	3	37	5	18	86
	低周波	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	振動	58	0	0	0	37	4	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	1	7	0	4
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	337	12	0	1	19	77	1	0	1	3	0	3	18	0	0	0	22	2	13	165
計	1,884	24	0	2	2	487	256	6	2	25	55	0	12	91	7	6	5	107	20	46	731
典型7公害以外	廃棄物投棄	239	2	0	5	28	3	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	5	0	4	188
	その他	403	2	0	0	18	15	3	0	2	3	0	4	3	1	0	1	8	1	11	331
	計	642	4	0	5	0	46	18	4	0	3	3	0	6	3	1	0	13	1	15	519
合計	2,526	28	0	7	2	533	274	10	2	28	58	0	18	94	8	6	6	120	21	61	1,250

第9-4表 公害健康被害認定患者数の状況 (平成24年3月31日現在)

(1) 異動状況  
(神戸市臨海地域)

(単位:人)

年度	認定患者数	転入	資格喪失者					実患者数	
			転出	死亡	辞退	期間満了	非更新		
7	3,367	31	35	650	85	942	85	1,797	1,601
8	3,367	35	40	682	86	999	85	1,892	1,510
9	3,367	36	43	720	86	1,042	85	1,976	1,427
10	3,367	37	44	740	86	1,059	85	2,014	1,390
11	3,367	37	46	772	86	1,084	85	2,073	1,331
12	3,367	38	46	800	86	1,115	85	2,132	1,273
13	3,367	38	46	821	86	1,117	85	2,155	1,250
14	3,367	40	46	855	91	1,123	85	2,200	1,207
15	3,367	41	47	873	93	1,124	855	2,222	1,186
16	3,367	43	48	901	95	1,131	90	2,265	1,145
17	3,367	44	48	926	101	1,146	95	2,316	1,095
18	3,367	46	49	947	101	1,186	106	2,389	1,024
19	3,367	47	51	975	102	1,208	119	2,455	959
20	3,367	47	52	993	103	1,226	124	2,498	916
21	3,367	49	53	1,027	103	1,240	130	2,553	863
22	3,367	49	53	1,045	103	1,245	140	2,586	830
23	3,367	49	53	1,063	104	1,260	149	2,629	787

(尼崎市東部・南部地域)

(単位:人)

年度	認定患者数	転入	資格喪失者					実患者数	
			転出	死亡	辞退	期間満了	非更新		
7	11,208	154	260	2,667	408	3,228	860	7,423	3,939
8	11,208	164	269	2,777	413	3,312	860	7,631	3,741
9	11,208	171	277	2,868	414	3,376	860	7,795	3,584
10	11,208	175	283	2,982	416	3,414	860	7,955	3,428
11	11,208	179	288	3,088	416	3,476	860	8,128	3,259
12	11,208	184	300	3,174	417	3,522	860	8,273	3,119
13	11,208	188	305	3,241	418	3,556	861	8,381	3,015
14	11,208	193	314	3,319	419	3,612	861	8,525	2,876
15	11,208	198	322	3,385	423	3,641	860	8,631	2,775
16	11,208	207	329	3,469	424	3,659	860	8,741	2,674
17	11,208	210	335	3,538	427	3,688	860	8,848	2,570
18	11,208	210	337	3,621	434	3,710	860	8,962	2,456
19	11,208	212	344	3,700	441	3,718	860	9,063	2,357
20	11,208	216	346	3,758	444	3,718	860	9,126	2,298
21	11,208	218	348	3,822	447	3,728	860	9,205	2,221
22	11,208	223	352	3,884	450	3,728	860	9,274	2,157
23	11,208	227	355	3,930	451	3,731	860	9,327	2,108

(2) 年齢別内訳

(単位:人)

地域	年齢別									
	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	計
神戸市臨海地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	89 (11.3)	245 (31.1)	91 (11.6)	41 (5.2)	321 (40.8)	787 (100.0)
尼崎市東部・南部地域	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	156 (7.4)	503 (23.9)	360 (17.1)	117 (5.6)	972 (46.1)	2,108 (100.0)
計	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	245 (8.5)	748 (25.8)	451 (15.6)	158 (5.5)	1,293 (44.7)	2,895 (100.0)

[備考] ( )は構成比(%)を示す。

(3) 疾病別内訳

(単位:人)

地域	疾病別				計
	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	
神戸市臨海地域	61 (7.8)	720 (91.5)	0 (0.0)	6 (0.8)	787 (100.0)
尼崎市東部・南部地域	267 (12.7)	1,834 (87.0)	0 (0.0)	7 (0.3)	2,108 (100.0)
計	328 (11.3)	2,554 (88.2)	0 (0.0)	13 (0.4)	2,895 (100.0)

[備考] ( )は構成比(%)を示す。

第9-5表 環境保全協定の締結状況

(平成24年11月末現在)

協定名・協定地域	最終改定年月日	事業所数	対象事業所
関西電力(株) 相生発電所	平成20年12月25日	1	大規模発生源
関西電力(株) 赤穂発電所	平成20年12月25日	1	"
(株)神戸製鋼所 加古川製鉄所 関西熱化学(株) 加古川工場	平成19年9月26日	2	"
明石市域	平成19年8月20日	8	排出ガス量 10,000Nm <sup>3</sup> /時 排水量 1,000m <sup>3</sup> /日
伊丹市域	平成19年12月28日	10	排出ガス量 10,000Nm <sup>3</sup> /時 排水量 1,000m <sup>3</sup> /日
加古川市域	平成19年9月26日	9	排出ガス量 10,000Nm <sup>3</sup> /時 排水量 1,000m <sup>3</sup> /日
赤穂市域	平成20年3月25日	13	排出ガス量 10,000Nm <sup>3</sup> /時 排水量 1,000m <sup>3</sup> /日
高砂市域	平成19年8月20日	16	排出ガス量 10,000Nm <sup>3</sup> /時 排水量 1,000m <sup>3</sup> /日
播磨町域	平成19年9月26日	5	排出ガス量 10,000Nm <sup>3</sup> /時 排水量 1,000m <sup>3</sup> /日
加古川・播磨	平成19年9月26日	2	排出ガス量 10,000Nm <sup>3</sup> /時 排水量 1,000m <sup>3</sup> /日
明石・播磨	平成19年9月26日	2	排出ガス量 10,000Nm <sup>3</sup> /時 排水量 1,000m <sup>3</sup> /日
生野鉱山・明延鉱山	昭和48年3月15日	2	
合 計	-	71	-

第9-6表 平成24年度地域環境保全資金融資制度の概要(平成24年4月1日現在)

資金名		環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金	最新規制適合車等購入資金	
区分		県内に工場等を有する中小企業者等 次表に該当する法人又は個人		
融資対象者		業種	資本金	
		従業員数		
	ア	小売業	5千万円以下	50人以下
	イ	サービス業(オ及びキを除く)	5千万円以下	100人以下
	ウ	卸売業	1億円以下	100人以下
	エ	鉱業、製造業(カを除く)、運輸業等	3億円以下	300人以下
	オ	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	カ	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
キ	旅館業	5千万円以下	200人以下	
		自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く		
		中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、協同組合連合会及び協業組合 常時使用する従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人		
資金用途		公害防止 ・公害を防止するための設備を設置する資金 ・産業廃棄物処理するための設備を設置する資金 ・現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転に要する資金 ・廃自動車等解体施設において、廃棄物の流出・飛散・地下浸透を防ぐ設備を設置する資金 ・既存設備の補修に要する資金 環境保全 ・オゾン層保護法で規制された特定物質使用設備の代替及び回収・破壊設備を設置する資金 ・石油に替えて天然ガスを燃料とする燃焼設備を設置する資金 ・再生資源の利用又は資源の再利用促進に必要な設備を設置する資金 ・グリーンエネルギー ・省エネルギー施設及び設備の設置に要する資金 ・太陽光発電等新エネルギー施設及び設備の設置に要する資金 ・電力ピークカット ・自家発電設備や蓄電池等電力ピークカットに資する施設及び設備の導入に要する資金 緑化 ・工場等の敷地内において「環境の保全と創造に関する条例」に基づき行う樹木の植栽に要する資金	1 貨物自動車、バス、特殊自動車 車両総重量1.7トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 車両総重量1.7トン超2.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 車両総重量2.5トン超の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 車両総重量3.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 車両総重量3.5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガスに適合するディーゼル車 車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 2 乗用車 平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車 平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 3 低公害車 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリット自動車	
融資条件	融資額	1企業・組合 1億円以内	1企業・組合 5,000万円以内	
	融資利率	年1.6%		
	貸付期間	10年以内(2年以内振替可)		
	信用保証	原則として必要		
申込	先	県政環境部環境創造局環境政策課 阪神南/阪神北/東播磨/西播磨/北播磨/中播磨/但馬/丹波 淡路の各県民局環境課	取扱金融機関	
取扱金融機関		(銀行) 三井住友、みずほ、東京三菱UFJ、りそな、池田泉州、但馬、山陰合同、みなと、南都 京都、中国、四国、山口、阿波、トマト、関西アーバン、大正、徳島、三井住友信託 信用金庫 神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但馬、十三、鳥取、日生、大阪	(信用組合) 兵庫県、淡路、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業 (商工中金) 神戸、姫路、尼崎の各支店 (農業協同組合) 兵庫信連、みのり、兵庫南、たじま、あわじ島、相生市	
融資目標額		18億円	7億5千万円	
利子補給		小規模企業(従業員20人以下) 支払利率の50% 中小企業等(上記以外) 支払利率の25% (ただし工場等の移転の一部及び緑化に要する資金を除く) 期間 10年以内	小規模企業(従業員20人以下) 支払利率の60% 中小企業等(上記以外) 支払利率の30% 期間 5年以内	

資金名		最新規制適合車等代替促進特別資金													
区分		県内に工場等を有する中小企業者等 次表に該当する法人又は個人													
融資対象者		業種	資本金												
		従業員数													
	ア	小売業	5千万円以下	50人以下											
	イ	サービス業(オ及びキを除く)	5千万円以下	100人以下											
	ウ	卸売業	1億円以下	100人以下											
	エ	鉱業、製造業(カを除く)、運輸業等	3億円以下	300人以下											
	オ	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下											
	カ	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下											
キ	旅館業	5千万円以下	200人以下												
		自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く													
		中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、協同組合連合会及び協業組合 常時使用する従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人													
資金用途		車両総重量3.5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車 車両総重量3.5トン超の平成15年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車													
融資条件	融資額	1台毎の限度額×台数(ただし、融資機関及び信用保証協会の定める限度額の範囲内)  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一台毎の限度額</th> </tr> <tr> <th>車両総重量区分</th> <th>本体(シャーシ)</th> <th>架装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20:超~25:以下</td> <td>1,000万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>20:以下</td> <td>800万円</td> <td>600万円</td> </tr> </tbody> </table>		一台毎の限度額			車両総重量区分	本体(シャーシ)	架装	20:超~25:以下	1,000万円	700万円	20:以下	800万円	600万円
	一台毎の限度額														
車両総重量区分	本体(シャーシ)	架装													
20:超~25:以下	1,000万円	700万円													
20:以下	800万円	600万円													
	融資利率	年1.5%													
	貸付期間	10年以内(2年以内振替可)													
	信用保証	原則として必要													
申込	先	取扱金融機関													
取扱金融機関		(銀行) 三井住友、みずほ、東京三菱UFJ、りそな、池田泉州、但馬、山陰合同、みなと、南都 京都、中国、四国、山口、阿波、トマト、関西アーバン、大正、徳島、三井住友信託 信用金庫 神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但馬、十三、鳥取、日生、大阪	(信用組合) 兵庫県、淡路、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業 (商工中金) 神戸、姫路、尼崎の各支店 (農業協同組合) 兵庫信連、みのり、兵庫南、たじま、あわじ島、相生市												
融資目標額		12億円													
利子補給		小規模企業(従業員20人以下) 支払利率の60% 中小企業等(上記以外) 支払利率の40% 期間 10年以内													